

『業務改善助成金』のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率			
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金(848円)の差額が30円以内(※1) (事業場内最低賃金が878円以下)(※1) ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金848円～849円】(※1) 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10(※2)			
		2～3人	40万円					
		4～6人	60万円					
		7人以上	80万円					
30円コース	30円以上	1人	30万円		以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金(848円)の差額が30円以内(※1) (事業場内最低賃金が878円以下)(※1) ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金848円～849円】(※1) 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10(※2)		
		2～3人	50万円					
		4～6人	70万円					
		7人以上	100万円					
60円コース	60円以上	1人	60万円			以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金(848円)の差額が30円以内(※1) (事業場内最低賃金が878円以下)(※1) ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円～878円】(※1) 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※2)	
		2～3人	90万円					
		4～6人	150万円					
		7人以上	230万円					
90円コース	90円以上	1人	90万円				以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金(848円)の差額が30円以内(※1) (事業場内最低賃金が878円以下)(※1) ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円～878円】(※1) 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※2)
		2～3人	150万円					
		4～6人	270万円					
		7人以上	450万円					

(※1) 金額は富山県内の事業場について示しています(令和2年4月13日現在)。他都道府県の事業場における金額は別途ご確認ください。

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

お問い合わせ先

働き方改革推進支援センター富山

所在地 富山市桜橋通り6-11 富山フコク生命第二ビル5階

電話番号 0800-200-0836 メールアドレス hk16@mb.langate.co.jp

申請先

富山労働局 雇用環境・均等室

所在地 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階

電話番号 076-432-2740